

計画体系表（案）（県・国の方策等を市の体系に落とし込んだもの）

資料7

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
<p>I 地域福祉を支えるひとづくり 1 福祉教育の推進 (1) (新) 福祉意義の醸成</p>	<p>I-1- (2) -① 多様な媒体等による啓発 III-1-① 市民の参画意識の向上</p>	<p>①-セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 ④-イ 主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上</p>	<p>県 ①ホームページや広報誌など多様な媒体や、各種行事等あらゆる機会を通じた啓発を行い、県民の福祉意識の醸成に努める。 県 ②多様な媒体を活用した広報や情報提供、各種行事等における啓発を通じて、地域福祉活動への住民の参画意識の醸成を図る。 国 ③地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 ・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS・I・B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組 ・住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 国 ④地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進</p>
<p>(2) 福祉活動への参加促進</p>	<p>III-1-⑥ 地域福祉の担い手の支援</p>		<p>県 ・住民が、支え手側と受け手側に分かれることなく、福祉サービスを必要とする方も含めあらゆる住民が、自らの経験を活かし、地域福祉活動の担い手として参加する取組を促進する。</p>
<p>(3) 地域における福祉教育の推進</p>	<p>I-1- (2) -② 社会的包摂についての啓発 I-1- (2) -④ 研修会等の開催による地域福祉活動に関する意識啓発 I-1- (2) -⑤ 福祉教育の推進 III-3- (1) -③ 支援体制の強化</p>	<p>④-イ 主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上（地域の交流会、勉強会）</p>	<p>県 ①ひきこもりや障害のある人など、社会的に配慮が必要な人々を地域全体で包み、支え合う、「社会的包摂」についての啓発に努める。 県 ②社協と連携し、地域住民を対象とした、セミナーや研修会等の開催を通じて、社会福祉活動に関する意識啓発に努める。 県 ③教育委員会・学校と社協などの福祉関係団体との連携により、教育活動の様々な場面上における福祉教育の充実を図る。 県 ④学校や家庭、地域においてボランティア活動や福祉体験などが積極的に進められるよう、体験活動の充実や地域ぐるみでの支援体制の強化を図る。 国 ⑤地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等の交流会、勉強会等の開催</p>
<p>(4) ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発</p>	<p>I-1- (2) -③ 障害者への理解や配慮の実践（あいサポート運動） II-4-① 高齢者・障害者・子ども等の方が利用しやすい公共施設情報の提供（やまぐち安心おでかけ福祉マップ等を利用） II-4-② やまぐち障害者等専用駐車場利用利用証制度の周知と理解</p>		<p>県 ①県民運動として実施している「あいサポート運動」の更なる推進を図り、障害のある方への理解や配慮の実践を進める。 県 ②「やまぐち安心おでかけ福祉マップ」等により、高齢者、障害者、子ども連れの方などが利用しやすい公共施設の情報を提供する。 県 ③高齢者や障害者がある方、妊産婦などで歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場に適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用利用証制度」の周知と理解を促進します。</p>

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
2 福祉の人材育成の推進 (1) 地域福祉活動の人材発掘と 養成	III-2- (1) -① 福祉サービス提供者の育成	④-ウ 地域福祉を推進する人材の養成 (福祉専門員、社会福祉従事者等により地域組織化機能の発揮)	①拡大、多様化する福祉・介護ニーズに対応できるよう、関係機関・団体等と連携し、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等の着実な養成に取組み、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保を図る。 国 ②地域福祉を推進する人材の養成 1) 福祉活動専門員、社会福祉従事者等により地域組織化を發揮する 2) 民生委員・児童委員活動に向けた環境整備
(2) 地域福祉の担い手の 活動支援	I-1- (1) -③ 地域リーダーとなる人材の育成 III-1-④ 生活支援コーディネーターの養成 III-3- (1) -⑤ コーディネーターの育成及びマッチング機能の強化	④-ウ 地域福祉を推進する人材の養成 (福祉専門員、社会福祉従事者等により地域組織化機能の発揮)	県 ①地域活動リーダー（地域の話し合いの場をつくるコーディネーターなど）となる人材の育成を進め福祉活動の活性化を促進する。 ②高齢者のニーズに応じ、生活支援コーディネーター（地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成を行なう）能力を備えた人材の育成・資質向上の取組を進める。 ③ボランティア活動の担い手と受け手をつなぐコーディネーターの育成や「あいかさねっと」（やまぐち社会貢献活動支援ネット）の活用等によりマッチング機能の強化を図る。 国 ④地域福祉を推進する人材の養成 ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等により地域組織化機能の發揮
(3) 福祉サービス提供者の育成			
3 ボランティア養成と活動の推進 (1) ボランティアに対する関心の拡大	III-3- (1) -① 市民によるボランティア活動への参加促進	③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進)	県 ①社協、山口県民活動支援センター等と連携した情報発信など、意識啓発の取組を強化することにより、ボランティア活動への住民参加を促進する。 国 ②複雑多様化した地域生活課題を解決するため、民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 国 ③社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
(2) ボランティアセンターの整備・拡充			
(3) ボランティアの養成・活動支援	III-3- (1) -② ボランティアの養成及びリーダーの育成 III-3- (1) -⑥ NPO活動やボランティア活動への支援	④-ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	県 ①ボランティアへの参加者の掘り起こしを促進し、活動を活性化させるため、研修会の開催等により活動リーダーの育成を図る。 ②やまぐち県民活動支援センターによる情報提供、相談・助言や山口きらめき財団による各種助成制度等により、NPO活動やボランティア活動など、県民の自主的・主体的な活動を支援する。 国 ③地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 1) 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の修得、活動拠点に関する支援 2) 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
II 地域福祉を推進するための環境づくり			
1 社会資源の見直しと活用			
(1 公共施設、空き店舗等の活用)			
(2 当事者団体への支援)	I-1- (1) -① 身近な地域における福祉サービスの推進体制の整備 III-1-③ 福祉活動リーダーの育成 III-1-④ 生活支援コーディネーターの養成 III-1-⑤ シニアによる地域活動への支援 III-3- (1) -④ 当事者団体への支援		県 ①日常生活の中で抱える困りごとを相互に助け合うサービスの提供体制の構築や自治会福祉部の設置など福祉活動を進めていくための体制整備を図る。 県 ②CSW能力を備えた人材育成、資質向上及び活動リーダーの育成 県 ③高齢者のニーズに応じ、生活支援コーディネーター（地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成を行なう）能力を備えた人材の育成・資質向上の取組を進める。 県 ④社会参加促進や地域づくり活動を率先するシニアグループや「おいでませシニア隊」の取組など、シニアが行なう様々な地域活動を支援する。 県 ⑤認知症やひきこもりなど課題を抱える方に当事者の視点に立ったよりきめ細やかな支援が展開できるように家族会等の当事者団体の活動を支援する。
(3 既存の制度や人材・団体等の活用)	I-1- (2) -⑥ 寄附文化の醸成 III-1-② 民生委員児童委員の研修及び周知（普及啓発） III-1-⑤ シニアによる地域活動への支援 III-3- (1) -③ 支援体制の強化 III-3- (2) -① 社会福祉法人地域公益活動推進協議会の設置支援 III-3- (2) -② 小規模な社会福祉法人等の地域公益活動の促進	①-ア 福祉以外の様々な分野との連携に関する事項 ①-イ 福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野の事項 ④-ウ 地域福祉を推進する人材の養成 （民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備）	県 ①県共同募金会の「赤い羽根募金」等の普及啓発を進め、募金活動の活性化を促進するとともに、寄附に通じた社会貢献への理解と関心を深め、「寄附文化の」醸成を図る。 県 ②複合化・多様化する福祉ニーズへの対応など、民生委員・児童委員に対する研修の充実を図るとともに、民・児委員への住民の理解・協力を促進する普及啓発に努める。 県 ③社会参加促進や地域づくり活動を率先するシニアグループや「おいでませシニア隊」の取組など、シニアが行なう様々な地域活動を支援する。 県 ④学校や家庭、地域においてボランティア活動や福祉体験などが積極的に進められるよう、体験活動の充実や地域ぐるみでの支援体制の強化を図る。 県 ⑤社会福祉法人経営者協議会等と連携し、社会福祉法人による地域のニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図る。 県 ⑥小規模な社会福祉法人等の地域公益活動の促進を図るため、複数の法人が連携して行う協働事業を支援する。 国 ⑦様々な課題を抱える者の就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携による事項。（地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等。 国 ⑧高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項。（地域の課題や資源の状況等に応じて重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策） 国 ⑨地域福祉を推進する人材の養成 ・ 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備
2 地域交流の場づくり			
(1 交流拠点づくり)	I-1- (1) -⑤ 通いの場等を活用した交流孤立防止の取組	①-シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	県 ①自治会などが運営する「ふれあい・いきいきサロン」や住民が主体的に介護予防などの活動を行なう「通いの場」等を活用した住民の交流・孤立化防止の取組の促進 国 ②地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）
(2 世代間交流の場づくり)	I-1- (1) -⑤ 通いの場等を活用した交流孤立防止の取組		県 ・自治会などが運営する「ふれあい・いきいきサロン」や住民が主体的に介護予防などの活動を行なう「通いの場」等を活用した住民の交流・孤立化防止の取組の促進

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
<p>3 相談支援体制の拡充</p> <p>(1) 相談支援事業の啓発と推進</p>	<p>II-2- (3) -① ワンストップ窓口の設置</p>	<p>①-キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ①-ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ②-ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ⑤-ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築</p>	<p>①複数の分野にわたる相談にワンストップに対応するなど、福祉相談支援機能の強化を図るため、県央部に分散配置されている県の福祉相談機関を統合し、総合的・一体的な相談支援体制を構築する。</p> <p>国 ②就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方</p> <p>国 ③自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <p>・自殺対策と各福祉分野に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項</p> <p>国 ④福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備</p> <p>・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携</p> <p>国 ⑤多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築</p> <p>1) 支援関係機関によるチーム支援 2) 協働の中核を担う機能 3) 支援に関する協議及び検討の場 4) 支援を必要とする者の早期把握 5) 地域住民等との連携</p>
<p>(2) 相談関係機関との連携</p>	<p>I-1- (1) -② 多様な主体による地域福祉活動の推進と連携 II-2- (1) -① 地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備 II-2- (1) -② 関係機関と連携したアウトリーチ型の相談支援体制の充実 II-2- (1) -③ 関係機関相互の連携強化</p>		<p>県 ①自治会や地区社会福祉協議会、民児委員等多様な主体による地域福祉活動をするため、相互の連携強化を図る。</p> <p>県 ②住民に身近な圏域において、地域の実情に応じ、社協、包括支援センターなどにより、地域住民の相談を包括的に受け止める体制整備を促進する。</p> <p>県 ③地域住民の潜在的なニーズを早期に把握し、適切なサービスへとつなぐため、相談支援機関と民生委員・児童委員の訪問活動等が連携したアウトリーチ型の相談支援体制の充実を図る。</p> <p>県 ④地域住民が、多様なサービスをニーズに応じて適切に活用できるよう、行政機関、社協、包括センター障害者の相談支援所、地域子育て支援拠点、民児委員等の相互の連携を図る。</p>
<p>(3) 相談従事者の資質向上</p>	<p>III-1-② 民生委員児童委員の研修及び周知（普及啓発） III-1-③ 福祉活動リーダーの育成 III-1-④ 生活支援コーディネーターの養成</p>		<p>県 ①複合化・多様化する福祉ニーズへの対応など、民児委員に対する研修の充実を図るとともに、民児委員への理解・協力を促進する普及啓発に努める。</p> <p>県 ②県社協と連携し住民の地域福祉活動を育て、支える。コミュニティー・ソーシャルワーク能力を備えた人材の育成・資質向上の取組を進める。地域福祉活動事例の情報提供等を通じて、市町の実践的な活動リーダーの育成を支援する。</p> <p>県 ③高齢者のニーズに応じ、生活支援コーディネーター（地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成を行なう）能力を備えた人材の育成・資質向上の取組を進める。</p>

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
<p>4 新たな包括支援体制</p> <p>(1) (新) 新たな包括的支援体制の構築</p>	<p>I-2- (1) -④ NPO等と連携した見守り・支え合い活動の充実</p> <p>II-1-② 共生型サービスの取組</p> <p>II-2- (1) -① 地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>II-2- (2) -① 生活困窮者の自立支援</p> <p>II-2- (2) -② 「制度の狭間」にある課題解決に向けた取組み</p> <p>II-2- (3) -① ワンストップ窓口の設置</p>	<p>①-ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <p>①-オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>①-コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、養護者又は保護者の支援の在り方</p> <p>⑤-ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築</p>	<p>県 ①ひきこもりなど様々な社会的課題に取り組むNPO等の参画により、地域の実情に応じた見守り・支え合い活動の充実を図る。</p> <p>県 ②高齢者と障害者・児に同一の事業所でサービスを提供する「共生型サービス」の取組等により、地域のニーズに応じたサービスの提供。</p> <p>県 ③住民に身近な圏域において、地域の実情に応じ、社協、包括支援センターなどにより、地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備を促進する。</p> <p>県 ④生活困窮者の自立に向け、相談に包括的・一元的に対応するとともに、複合的な課題に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を促進する。</p> <p>県 ⑤ひきこもりや、ニート、ごみ屋敷、自殺、配偶者からの暴力など、複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向け、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組等を促進し、公的福祉サービスのみでは解決できない課題への対応の強化を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを促進する。</p> <p>県 ⑥複数の分野にわたる相談にワンストップで対応するなど、福祉相談支援機能の強化を図るため、県央部に分散配置されている県の福祉相談機関を統合し、総合的・一体的な相談支援体制を構築する。</p> <p>国 ⑦制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制（社会福祉援助）の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等 <p>国 ⑧共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の支援や生活の質の向上に資する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 高齢、障害、子ども、子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供する。 2) 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備 3) 農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等 <p>国 ⑨高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方 <p>国 ⑩多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 支援関係機関によるチーム支援 2) 協働の中核を担う機能 3) 支援に関する協議及び検討の場 4) 支援を必要とする者の早期把握 5) 地域住民等との連携

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
<p>5 利用者の保護と支援 (1) 権利擁護体制の充実</p>	<p>Ⅱ-2- (3) -② 福祉的支援が必要な人への社会復帰を支援 Ⅱ-3- (1) -① 地域連携ネットワーク体制の構築 Ⅱ-3- (1) -② 中核となる機関の整備 Ⅱ-3- (2) 権利擁護の取組の充実</p>	<p>①-エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 ①-ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ①-ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 (1)-サ 犯罪者に対する社会復帰支援等在り方 ②-エ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備</p>	<p>県 ①犯罪を犯した人等が地域において孤立することのないよう、地域生活定着支援センターにおける福祉サービス利用に向けた調整の実施等、福祉的支援が必要な人の円滑な社会復帰を支援する。 ②支援を必用とする意思を尊重し、心身や生活状況等に応じた適切な援助が実施できるよう、市町における関係機関と連携した地域連携ネットワーク体制の構築及びその中核となる機関の整備を促進するとともに、「成年後見制度利用促進法」に基づく市町計画の策定を促進する。 ③成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知を図ります。また、制度の利用が困難な方を支援するため、市町による後見開始の審判申立てを促進するとともに、社会福祉法人等による成年後見（法人後見）の取組や市町による市民後見の育成等の取組を支援する。 ④認知症や障害等により、判断能力が十分でない方に対し、「福祉サービスの利用援助」や「日常的な金銭管理」などの支援を適切に行うため、権利擁護体制の充実を図る。 国 ⑤生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 ・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方 国 ⑥自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ・自殺対策と各福祉分野に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項 ⑦市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関のあり方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために、生活等に困難を抱えている者への支援の在り方 国 ⑧保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 ・高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項 国 ⑨利用者の権利擁護 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備</p>
<p>(2) (新) 虐待防止体制の強化</p>	<p>Ⅱ-3- (3) 虐待防止体制の強化</p>		<p>県 ・高齢者、障害者や子ども等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図る。</p>
<p>(3) (新) 差別解消の取組の推進</p>	<p>I-1- (2) -③ 障害者への理解や配慮の実践 Ⅱ-3- (4) 差別解消の取組の推進</p>	<p>①-コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、養護者又は保護者の支援の在り方</p>	<p>県 ①県民運動として実施している「あいサポート運動」の更なる推進を図り、障害のある方への理解や配慮の実践を進める。 ②障害等を理由とする差別の解消に向けて、国や市町、関係機関等と連携し、「障害者差別解消法」等への県民・事業者の理解を深める。 国 ③高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方</p>
<p>(4) (新) 個人情報の保護</p>	<p>Ⅱ-3- (5) 個人情報の保護</p>		<p>県 ・個人上情報の適切な取扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進する。</p>
<p>(5) 苦情解決窓口の充実</p>	<p>Ⅱ-1-⑤ 苦情解決窓口の充実</p>		<p>県 ・施設等の苦情窓口や第三者委員の設置等、事業者による苦情処理体制の整備を促進するとともに、困難事例に対応するため、山口県社会福祉協議会に設置した福祉サービス運営適正化委員会の取組の充実を図り、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保に努める。</p>

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
6 安全・安心を守る活動の推進 (1) 社会福祉協議会の基盤強化	I-1- (2) -⑥ 寄附文化の醸成	⑥ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等	①県共同募金会の「赤い羽根募金」等の普及啓発を進め、募金活動の活性化を促進するとともに、寄附に通じた社会貢献への理解と関心を深め、「寄附文化」の醸成を図る。 国 ②市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等
(2) 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり	I-2- (2) -① 災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実 I-2- (2) -② 地域における連携と情報共有 I-2- (2) -③ 福祉避難所の確保・充実 I-2- (2) -④ 広域的な支援体制の充実強化 I-2- (2) -⑤ 災害ボランティア活動への支援（充実）	②-オ 避難行動要支援者の把握及び日常の見守り・支援の推進方策	①市町における避難行動要支援者一人ひとりの個別の避難計画作成等を促進するなど、災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実を図る。 県 ②災害時に要配慮者に対し適切に避難誘導等の支援が行なえるよう、平常時から、民生委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進する。 県 ③災害時における要配慮者の避難場所として、バリアフリー化など、必要な配慮がされた福祉避難所の確保・充実に努める。 県 ④大規模災害発生時に、被災した要配慮者が十分な支援を受けられるよう、関係福祉団体と、締結した「災害時における福祉支援に関する協定」に基づき、広域的な支援体制の一層の充実・強化を図る。 県 ⑤行政や民間団体等が協働して設置する「災害ボランティア活動支援ネットワーク」において、平常時から大規模災害を想定した支援活動に関する情報交換を行なうとともに、専門性を有するボランティアの派遣調整等を行なうことによる災害ボランティア活動の充実を図る。 国 ⑥避難行動要支援者の把握及び日常の見守り・支援の推進方策
(3) 安全・安心な地域づくりの推進	I-2- (1) -② 支え合いマップ等の活用 I-2- (1) -③ 見守りネットワークの充実		県 ①単身高齢者などの支援を必要とする方に対し、支え合いマップを活用したきめ細かな見守り活動などの取組を促進する。 県 ②地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した見守りネットワークの充実を図ることにより、地域における重層的な見守り体制を強化する。また、こうした市町における重層的な見守り体制の充実を支援するため、全県域を統括する事業者と見守り活動に関する包括協定の締結の取組を拡大する。 ・認知症の方やその家族を身近な地域で見守り支援する「認知症サポーター」と連携した、見守り支援体制づくりを促進する。 ・地域ボランティア等と連携した子どもへの見守り活動を推進する。

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
Ⅲ 誰もが安心して利用できる地域福祉のシステムづくり 1 支え合いのネットワークの拡充			
(1 地区社会福祉協議会活動の推進)			
(2 地域での連携の促進)	I-2- (1) -③ 見守りネットワークの充実 I-2- (2) -② 地域における連携と情報共有 Ⅲ-3- (3) -① 地域における見守りネットワークへの生活関連事業者等の参加促進	①-ス 各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	①地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した見守りネットワークの充実を図ることにより、地域における重層的な見守り体制を強化する。また、こうした市町における重層的な見守り体制の充実を支援するため、全県域を統括する事業者と見守り活動に関する包括協定の締結の取組を拡大する。 県 ・認知症の方やその家族を身近な地域で見守り支援する「認知症サポーター」と連携した、見守り支援体制づくりを促進する。 ・地域ボランティア等と連携した子どもへの見守り活動を推進する。 県 ②災害時に要配慮者に対し適切に避難誘導等の支援が行なえるよう、平常時から、民生委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進する。 県 ③地域における重層的なネットワークへの生活関連事業者等の参画を促進する。 ④地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 ・高齢者、障害者、子ども、子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理
(3 (新) 地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する仕組みの充実)	I-2- (2) -② 地域における連携と情報共有	⑤-イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	②災害時に要配慮者に対し適切に避難誘導等の支援が行なえるよう、平常時から、民生委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進する。 国 ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 1) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 2) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 3) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 4) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国 (市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項)	県・国の記すべき事項
<p>(4) (新) 地域の生活課題や住民の個別課題を解決する仕組みの充実</p> <p>2 福祉情報の発信 (1) 情報提供の充実</p>	<p>I-1- (1) -④ 分野間による連携</p> <p>I-2- (1) -① 地域における日常的な地域福祉活動の充実</p> <p>I-2- (1) -③ 見守りネットワークの充実</p> <p>III-3- (3) -② コミュニティビジネスなどへの取組に対する支援</p>	<p>①-ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <p>①-タ 全庁的な体制整備</p> <p>⑤-ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活問題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p>	<p>①まちづくりや農業、防災、交通安全など、福祉以外の幅広い分野の取組と連携しながら、住民同士が支え合い、地域生活課題の解決に資する取組の促進を図る。</p> <p>②誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、県・市町・社協・関係団体・民児委員・住民等が一体となって高齢者や障害者、子ども等への見守りなど日常的な地域福祉活動の充実に取り組む。</p> <p>③地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した見守りネットワークの充実を図ることにより、地域における重層的な見守り体制を強化する。また、こうした市町における重層的な見守り体制の充実を支援するため、全県域を統括する事業者と見守り活動に関する包括協定の締結の取組を拡大する。</p> <p>・認知症の方やその家族を身近な地域で見守り支援する「認知症サポーター」と連携した、見守り支援体制づくりを促進する。</p> <p>・地域ボランティア等と連携した子どもへの見守り活動を推進する。</p> <p>④地域の福祉課題の解決につながるコミュニティビジネスなどの取組を関係機関等と連携して支援する。</p> <p>⑤地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <p>・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制</p> <p>⑥全庁的な体制整備</p> <p>・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備</p> <p>⑦「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活問題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <p>1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <p>2) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <p>3) 地域住民等に対する研修の実施</p>
<p>(2) 各種報道機関の協力による情報発信</p>	<p>I-1- (2) -① 多様な媒体等による啓発</p> <p>II-4-① 高齢者・障害者・子供連れ等の方が利用しやすい公共施設情報の提供</p> <p>II-4-② やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の周知と理解</p> <p>III-3- (1) -① 市民によるボランティア活動への参加促進</p>	<p>I-1- (2) -① 多様な媒体等による啓発</p> <p>II-4-③ 「サポートマーク」・「ヘルプマーク」等の普及啓発</p>	<p>①ホームページや広報誌など多様な媒体や、各種行事等あらゆる機会を通じた啓発を行い、県民の福祉意識の醸成に努める。</p> <p>②「やまぐち安心おかけ福祉マップ」等により、高齢者、障害者、子ども連れの方などが利用しやすい公的施設の情報を提供する。</p> <p>③高齢者や障害がある方、妊産婦などで歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場に適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知と理解を促進します。</p> <p>④情報発信など、意識啓発の取組を強化することにより、ボランティア活動への住民参加を促進する。</p>
<p>(3) 関係機関との協働による情報発信</p>	<p>I-1- (2) -① 多様な媒体等による啓発</p> <p>III-3- (1) -① 市民によるボランティア活動への参加促進</p>	<p>I-1- (2) -① 多様な媒体等による啓発</p> <p>III-3- (1) -① 市民によるボランティア活動への参加促進</p>	<p>①ホームページや広報誌など多様な媒体や、各種行事等あらゆる機会を通じた啓発を行い、県民の福祉意識の醸成に努める。</p> <p>②障害のある人が必要な援助や配慮を得やすくするための「サポートマーク」や妊娠初期の方等を含めて、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及に努める。</p> <p>③社協、山口県民活動支援センター等と連携した情報発信など、意識啓発の取組を強化することにより、ボランティア活動への住民参加を促進する。</p>

第4章 市の地域福祉支援計画	県の福祉支援計画	国（市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項）	県・国の記すべき事項
3 多様なニーズに対するサービス提供 (1) 福祉ニーズの把握	II-1-② 共生型サービスの取組		県 ①高齢者と障害者・児に同一の事業所でサービスを提供する「共生型サービス」の取組等により、地域のニーズに応じたサービスの提供。
(2) 連携・協働による福祉サービスの提供	II-1-③ 地域における福祉サービスの充実と体制の整備 II-2- (1) -③ 関係機関相互の連携強化		県 ①地域住民のニーズに的確に対応できるよう、公的福祉サービス、社協、ボランティア、NPO、地域住民等による制度外サービスとを組み合わせ、地域における福祉サービスの充実を促進する。 ②地域住民が多様なサービスをニーズに応じて適切に活用できるよう、行政機関、社協、地域包括センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、民児委員等の相互連携強化を図る。
(3) 福祉サービスの質の向上と開発	II-1-① 各福祉分野の計画に沿った施策の実施及びサービスの充実 II-1-④ 事業者による質の高いサービスの提供 II-1-⑤ 苦情解決窓口の充実 III-2- (2) -① 研修の実施（事業者への周知）	②-イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ②-ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	県 ①「やまぐち高齢者プラン」、「やまぐち障害者いきいきプラン」、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」など、各福祉分野の計画に沿った施策を着実に実施し、公的サービスの充実を図る。 ②事業者に対するサービスの質の評価とサービス内容の公開を促すとともに、第三者評価の利用促進を図り、質の高いサービスを提供できる体制を構築する。 ③施設等への苦情窓口や第三者委員の設置等、事業者による苦情処理体制の整備を促進するとともに、困難事例に対応するため、県社協に設置した福祉サービス運営適正化委員会の取組の充実を図り、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保に努める。 ④福祉・介護職に就業した者が、高度化・多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、キャリアアップや従業者の職種・経験に応じた専門性向上に資する研修の充実を図る。 ⑤支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備 ⑥サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
4 福祉関係機関等との連携			
(1) 保健・医療・福祉関係機関との連携強化			
(2) NPO法人、市民活動団体等との連携	I-2- (1) -④ NPO等と連携した見守り・支え合い活動の充実		県 ・ひきこもりなど様々な社会的課題に取り組むNPO等の参画により、地域の実情に応じた見守り・支え合い活動の充実を図る。
(3) 就労支援団体・機関との連携	II-1-⑥ 関係機関と連携した就労支援	①-キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	県 ①ハローワーク、教育機関その他の関係機関と連携を図り、様々な事情により、就労に困難を抱える方の就労促進に向け、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行なう。 国 ②就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
(4) 住居支援	II-1-⑦ 住居の確保等に係る支援 II-1-⑧ 多様な住まいの確保と居住環境の改善	①-カ 住居に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	県 ①高齢者や障害者世帯等の公営住宅入居要件の緩和や、優先入居制度等について周知を図るとともに、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「山口県居住支援協議会」等により、住宅の情報提供、家賃債務保証等の支援に努める。 ②福祉部局、住宅部局等が連携し、ニーズに応じた住まいの情報提供やバリアフリー改修などの住宅相談に対応するとともに、サービス付き高齢者向け住宅やケアハウスなど、見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善の取組を促進する。 国 ③居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 ・生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項